

特別研究員－DC採用者 各位

独立行政法人日本学術振興会
人材育成事業部研究者養成課

特別研究員－DCの採用最終年次における研究奨励金特別手当の措置について（通知）

平素より本事業の円滑な運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

独立行政法人日本学術振興会では、特別研究員－DCが、より一層意欲的に研究に打ち込み、優れた研究成果を発信できるように、特に博士後期課程最終年次における博士論文等の成果創出に専念できるよう支援するという趣旨から、このたび、特別研究員－DCの採用最終年次の在籍者（資格変更PDは対象外）のうち、採用期間中に優れた研究成果を上げ、さらなる進展が期待される者に対し、研究奨励金特別手当を下記のとおり支給することとしました。

支給対象者は、特別研究員及び受入研究者の研究報告書を基に、外部有識者の審議を経て当会にて決定します。ついては、必ず提出期限までに特別研究員及び受入研究者の研究報告書をご提出いただくようお願いいたします。

記

（１） 支給対象者

令和 6 年度以降に在籍している特別研究員－DCのうち、採用期間中に優れた研究成果を上げ、さらなる進展が期待される者（資格変更PDは対象外）

（２） 支給対象期間

採用期間の最終年（１２か月）

DC１：採用開始日より２４か月経過後（中断期間は除く）の１２か月間（ただし、令和 6 年 4 月 1 日以降の期間に限る）

DC２：採用開始日より１２か月経過後（中断期間は除く）の１２か月間（ただし、令和 6 年 4 月 1 日以降の期間に限る）

※支給対象期間中に採用を終了した場合、研究奨励金特別手当の支給も終了します。

※支給対象期間中に採用中断に伴う採用期間の延長を行った場合は、支給対象期間もこれに伴って延長されます。

(3) 支給額

年額最大36万円（月額3万円）

※中断期間中は支給しません。ただし、研究再開準備支援中は半額を支給します。

(4) 支給予定日

採用期間の最終年度における7月（予定）以降の研究奨励金支給日

※7月（予定）の支給日には、4－7月の4か月分をまとめて支給します。

※中断期間がある場合は、支給日が異なることがあります。

(5) 研究奨励金特別手当の支給に係る留意事項

- ・支給対象者は、DC1の場合は採用開始日より24か月経過後（中断期間を含む）に提出された研究報告書及び受入研究者用報告書、DC2の場合は採用開始日より12か月経過後（中断期間を含む）に提出された研究報告書及び受入研究者用報告書を用いて、外部有識者の審議を経て当会にて決定します。
- ・特別研究員及び受入研究者の研究報告書の提出期限（令和6年4月20日）は厳守してください。締切後に提出された場合は、研究奨励金特別手当の支給対象から除外されます。なお、受入研究者の研究報告書は、特別研究員の研究報告書を参照しながら作成するもので、特別研究員は、受入研究者が十分な時間をもって研究報告書を作成できるよう、配慮の上で自身の研究報告書を作成してください。
- ・ご不明な点等ございましたら以下担当までお問い合わせください。

以 上

（本件担当）

独立行政法人日本学術振興会

人材育成事業部研究者養成課 特別研究員事業担当

TEL : 03-3263-4998 E-mail : yousei3@jpsps.go.jp